

水源林保全のための仕組みづくりについて

平成 26 年 9 月 22 日に滋賀県森林審議会から答申された「水源林保全のための仕組みづくりについて」を踏まえての「琵琶湖森林づくり条例」の改正および「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例」の制定について、現在の検討の状況等を報告します。

1 これまでの経過

[滋賀県森林審議会における審議等]

平成 25 年 12 月 24 日	水源林保全のための仕組みづくりについて諮問
平成 26 年 3 月 18 日	方向性の検討
4 月 30 日	骨子案の検討
7 月 2 日	中間報告案の検討
9 月 3 日	最終報告案の検討
9 月 22 日	水源林保全のための仕組みづくりについて答申

[その他意見交換会等]

平成 26 年 5 月 9 日～16 日	第 1 回 各市町説明・意見交換会（仕組みづくり）
5 月 24 日	琵琶湖森林づくり県民フォーラム
7 月 4 日	第 2 回 各市町説明・意見交換会（仕組みづくり）
11 月 4 日～7 日	第 3 回 各市町説明・意見交換会（条例概要等）

[環境・農水常任委員会への報告]

平成 26 年 8 月 7 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (中間報告について)
9 月 10 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (最終報告について)
10 月 6 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (答申の内容および条例改正等の骨子について)

2 今後の予定

平成 26 年 11 月～	市町および林業関係者等への説明会
平成 27 年 1 月頃	環境・農水常任委員会 (県民政策コメント実施について)
12 月中旬	条例要綱案県民政策コメント募集
平成 26 年 12 月～	環境・農水常任委員会 (県民政策コメント結果・条例案について)
平成 27 年 1 月頃	「琵琶湖森林づくり条例」改正議案 上程
平成 27 年 1 月	「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例」制定議案 上程
平成 27 年 2 月	

3 「琵琶湖森林づくり条例」の改正（素案）の概要

目的

森林の多面的機能（水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能）の持続的発揮
↓
琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念

- ◆多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- ◆県民の主体的な参画による森林づくり
- ◆森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- ◆県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- ◆森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

責務等

- | | |
|--------|---|
| ■県 | ①基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②市町・国との連携 ③琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力 |
| ■森林所有者 | ①所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり ②県が行う施策への協力 |
| ■森林組合 | ①森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取組み ②県が行う施策への協力 |
| ■県民 | ①森林づくりに関する活動への積極的参加 ②県が行う施策への協力 |
| ■事業者 | ①森林の多面的機能の確保への配慮 ②県が行う施策への協力 |

森林づくりに関する基本的施策

①基本計画の策定（第9条）

■基本計画

- 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画策定

②環境に配慮した森林づくりの推進（第10条）

■環境に配慮した森林施設等の推進

- 環境に配慮した森林施設を計画的に推進
- 総合的かつ計画的な間伐対策の推進
- 【追加】森林の土地境界確定のための必要な対策の推進
- 【追加】共同施設等による適切な森林の施設
- 【追加】鳥獣対策の推進

■【追加】貴重な樹木等のある森林の保全

■【追加】森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために必要な措置

③県民の協働による森林づくりの推進（第11条～第14条）

■県民の主体的な参画の促進等

- 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進、森林づくりに関する活動に対する支援

■里山の保全の推進

- 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援

■流域における森林づくりに関する組織の整備の促進

- 県等に対し、森林づくりのあり方等について提案を行う組織の整備の促進および活動への支援

■びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間

- 県民等の森林づくりへの関心を深め、活動への参加の促進
- びわ湖水源のもりの日(10/1)およびびわ湖水源のもりづくり月間(10月)の設定
- もりの日等におけるふさわしい事業の実施

⑥財政上の措置等（第20条）

④森林資源の循環利用の促進（第15条・第16条）

■県産材の利用の促進

- 県産材に対する情報提供、知識の普及、公共事業への利用等

【改正】住宅および公共建築物等における利用

- 【追加】県産材の利用の促進のための生産、加工、流通等の合理化の推進

■森林資源の有効な利用の促進

- 森林資源の新たな利用等を促進するための調査研究、技術開発に対する支援等

⑤次代の森林を支える人づくりの推進（第17条～第19条）

■森林所有者の意欲の高揚等

- 情報提供、技術指導等
- 林業労働力の確保

■森林組合の活性化

- 組織体制充実、人材育成取組み支援

■森林環境学習の促進

- 森林体験活動の場の提供、情報提供

(1) 森林の土地境界確定のための必要な対策の推進（第 10 条・環境に配慮した森林施業等の推進に項を追加）

県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の確定が重要であることから、森林の土地についてその境界の確定が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることとする。

(2) 共同施業等による適切な森林の施業（第 10 条・環境に配慮した森林施業等の推進に項を追加）

県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう情報の提供その他の必要な措置を講ずることとする。

(3) 鳥獣対策の推進（第 10 条・環境に配慮した森林施業等の推進に項を追加）

県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）の規定によるほか、森林の公益的機能を維持するために必要な措置を講ずることとする。

(4) 貴重な樹木等のある森林の保全（新たな条を追加）

県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物種の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）その他関係法令に定めるものほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずることとする。

(5) 森林の有する水源の涵養機能の維持を図るための必要な措置（新たな条を追加）

県は、森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の水源の涵養機能の維持を図るために必要な措置を講ずることとする。

(6) 県産材の利用の促進（第 15 条・県産材の利用の促進の項の改正および項の追加）

① 項の改正

県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、全共事業への住宅、公共建築物等における利用の推進その他の必要な措置を講ずることとする。

改正部分

② 項の追加

県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずることとする。

(7) 施行日

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとする。

4. (仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例（素案）の概要

(1) 目的

水源森林地域の保全に関して、責務等を明らかにするとともに、水源森林地域内における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定め、水源森林地域の水源の涵養機能の維持増進に寄与することを目的とする。

(2) 定義

「水源森林地域」とは、条例の規定により指定された地域をいうこととする。

「土地所有者等」とは、水源森林地域内の土地の所有権等を有する者をいうこととする。

(3) 責務等

「県」は、琵琶湖森林づくり条例の基本理念にのっとり、水源森林地域の保全に関する施策を実施するとともに、市町および国と連携を図ることとする。

「土地所有者等」は、水源森林地域の保全に関する理解を深め、水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めなければならないこととする。

(4) 基本方針

「基本方針」には次の事項を定めることとする。

①水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項

②水源森林地域の指定に関する基本的事項

「基本方針」を定めようとするときは、滋賀県森林審議会の意見を聴くこととし、定めたときは遅滞なく公表することとする。

【水源森林地域の指定に関する考え方（②に対応）】

水源森林地域の指定についての基本方針については、次のような内容について定めるものとする。なお、現段階での指定についての考え方は次のとおり。

〔現在の考え方（案）〕



左図のような地域を指定する予定

〔要件〕

森林法第5条の地域森林計画の対象となる森林（ただし、地域森林計画の対象となる森林であっても、住宅地や農地等に点在する森林は除外する。）

〔理由〕

水源森林地域として、わかりやすくするために、一定のまとまりをもった森林として認知できる範囲とする。

(5) 水源森林地域の指定

知事は、基本方針に沿って、水源の涵養機能の維持を図るために適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の地域を水源森林地域として指定することとする。指定の際は、区域の案をあらかじめ縦覧に供するとともに関係市町の長等の意見を聞くこととする。

(6) 土地の所有権等の移転等の届出

土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転または設定をする契約（規則で定めるもの）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、必要な事項を知事に届け出なければならないこととする。

【届出内容】

氏名、住所、土地の所在および面積、所有権等の種別、土地の利用目的 等

知事は、届出があったときは、市町の長に通知し、水源森林地域の保全の見地からの意見を求めることがある。

(7) 報告徴収、立入調査

知事は、届出者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員にその届出に係る土地に立ち入りさせ、当該土地の利用が水源の涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、もしくは関係者に質問させることができることとする。

立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととする。

(8) 助言、指導等

知事は、届出者に対して当該届出等に係る土地利用について、当該土地およびその周辺の土地における水源の涵養機能の維持を図るために必要な助言、指導等を行うことができるることとし、助言、指導等を受けた届出者は、土地の所有権等の移転または設定を受けようとする者に当該助言、指導等の内容を伝達するものとする。

(9) 勧告・公表

次に掲げる者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告し、勧告に従わない場合は公表することとする。

なお、公表する場合は、公表に係る者に意見を述べる機会を与えることとする。

《勧告・公表の対象となる者》

- ①届出しない、または、虚偽の届出をした者
- ②報告徴収・立入調査を拒む等した者
- ③指導に正当な理由なく従わない者

(10) 過料

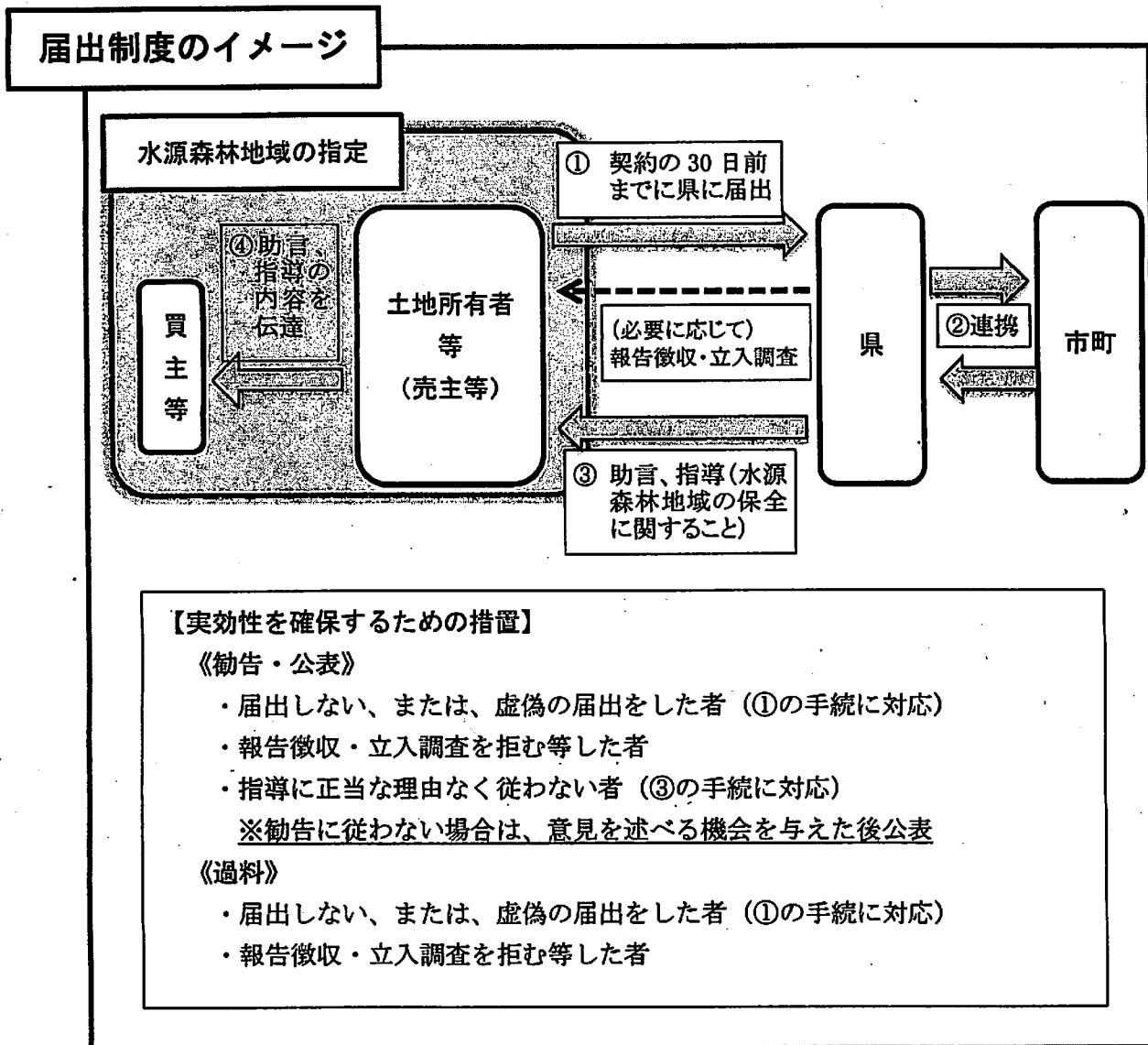
次に掲げる者は、5万円以下の過料に処することとする。

《過料の対象となる者》

- ①届出しない、または、虚偽の届出をした者
- ②報告徴収・立入調査を拒む等した者

(11) 施行日

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、届出等に係る部分については、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとする。



参考資料 琵琶湖森林づくり条例

「水源林保全のための仕組みづくり」(答申) [概要版]

○琵琶湖森林づくり条例

平成16年3月29日滋賀県条例第2号

改正

平成16年10月25日条例第38号

琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧（ぐ）される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることにはかんがみ、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることにかんがみ、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その扱い手を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。

3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることにかんがみ、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な扱い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見

を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に發揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県内の森林整備の現状にかんがみ、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第11条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第12条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るために、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第13条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第14条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

- 2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。
- 3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県産材の利用の促進)

第15条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、公共事業への利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第16条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第17条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整

備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第18条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第19条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第21条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

水源林保全のための仕組みづくりについて（答申）【概要版】

平成26年9月22日（月）

滋賀県森林審議会

1. はじめに

滋賀県知事から滋賀県森林審議会会长に対し、「水源林保全のための仕組みづくりについて」諮問され、趣旨は、琵琶湖の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐための仕組みづくりについて、幅広い見地から総合的に検討してもらいたい、というもの。

本報告は水源林保全のための仕組みづくりに向けた全体的な枠組みを示したもので、今後は、この枠組みに基づき、具体的な取り組みに向けて議論が進むことを期待している。

2. 基本的な視点（総論）

滋賀県の森林は、琵琶湖や淀川流域の重要な水源であり、すべてを重要な水源林として位置付け、次代に引き継ぐための保全の仕組みが必要である。

森林は、林種や林相に応じた固有の多種多様な動植物や土壌生物が生育・生息していることから、生物多様性を保全する場として、特に重要な役割を果たしており、水源林を保全していくためには、生物多様性の視点に立ち、多様な樹種や齢級構成、多様な動植物が存在する豊かな森づくりに配慮すべきである。

水源林を健全な形で未来に引き継いでいくために、様々な仕組みを階層的、複合的に組み合わせ、総合的な取組を行うことで、その効果を最大限に発揮できるものと考える。

3. 新たな仕組みについて（各論）～生物多様性に富んだ水源林を目指して～

I. 適正な保全・管理を進める仕組み

（1）水源林の土地取引の把握

森林の土地の取引等の異動を事前に把握する届出制度を導入し、不適切な土地利用を監視し、適正な管理につなげていく仕組みが必要。

県民等が届出するにあたり、過度な負担が生じないよう配慮する必要があり、土地取引等は、所有者の自由意思で行われることから、規制的な取決めは慎重に検討されるべき。

（2）林地境界明確化

境界明確化は、地域が一体となって実施する必要があり、関係地権者の参画を促し合意形成できるよう地域の体制を強化する仕組みが必要。

地域による境界明確化の活動に、行政、森林組合などが連携し、バックアップする取組みが必要。

（3）水源林の巡視等による状況の把握

地域の森林に精通し、防災や獣害等の様々な森林保全上の問題を把握して、対応することを目的とした「（仮称）水源林保全巡視員」を配置し、巡視の強化を検討するべき。対策を講じるために、崩壊地等の地形や植生被害等を把握できるデータの収集に努める必要がある。

（4）多様な主体による水源林の管理

森林所有者自らが手入れできない森林は、森林組合、コモンズ、企業、NPOなど多様な主体や公的管理などそれぞれの特性を活かして管理できるよう支援することが求められる。

※コモンズ…森林などの資源の共同利用地のこと。従来からある入会林制度もコモンズの一種であるが、各地で現代的な共同利用の取組が始まっている。

II. 豊かな生態系を育む仕組み

(1) ニホンジカ対策

ニホンジカの生息密度を低減するためには、多様な主体による捕獲を推進するなど既存の手法にとらわれない施策により捕獲数を拡大し、効率的な捕獲を目指す仕組みが必要。

さらに、広域的な連携により専門性を有する担い手の育成や先進的な捕獲手法について研究を進め、活用することを検討していく必要がある。捕獲の推進と併せて森林土壌の被害の緊急度に応じた対策工法を体系化して整理することや、希少種の保護等の森林保全対策を実施することが必要。

(2) 巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全

貴重な巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系が恒久的に地域の人々の文化や暮らしとともに持続的に保全される仕組みが必要。環境学習やエコツーリズム等への活用を通じて、その価値を広く発信して、県民に保全の必要性について理解を深めてもらい、永続的に継承しようとする意識の醸成を図ることが求められる。

III. 林業活動を活性化する仕組み

(1) 間伐の推進

間伐を推進するために森林所有者が、木材供給者としての自覚を持ち、森林管理や木材生産に対する意識を高める必要がある。

また、間伐事業に係わる者は間伐の実施状況や間伐材の利用等の状況について、積極的に情報発信する必要がある。

さらに、意欲のある森林所有者等やいわゆる自伐型林業を支援するため、林内に放置されている未利用材等を活用する地域の取組みを推進することが求められる。

(2) 県産材の生産・利用・流通

県産材を安定的に流通させていくためには、需要と供給のミスマッチの解消が課題であることから、木材流通センターが、需要情報の発信機能や出荷量の調整機能を発揮し、素材生産事業体の調整窓口として一層活用されることが求められる。

また、県自らが公共建築物等の木造化、木質化に努め、併せて、市町等に普及することが重要。

さらに、様々な世代を対象に、ウッドスタートから段階的に『木育』を推進することで、滋賀の風土にあった「びわ湖材」の需要の創出や普及・啓発する取り組みが必要である。

バイオマス利用については、県が市町や地域と連携して、地産地消の取組みを推進することが求められる。

※ウッドスタート…子どもが木に触れながら育つ環境整備を推進するために、誕生日として赤ちゃんに国産材玩具等をプレゼントするなどの活動

IV. 価値を評価し情報発信する仕組み

(1) 琵琶湖の水源林の価値の評価

森林の林業的価値だけではなく、生態系サービスの価値など多様な価値を県民や下流域の人々にも認識してもらうために、滋賀県の森林の生態系サービスの価値を評価して政策に活かす検討が必要である。